

事 務 連 絡
令和 4 年 1 0 月 1 2 日

各都道府県トラック協会
専 務 理 事 殿

(公社) 全日本トラック協会
役員待遇審議役 佐竹 克也

事業用軽貨物自動車の事故防止に係る留意事項について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、事業用自動車総合安全プラン 2025 においては、令和 7 年度までに事業用自動車による事故の死者数を 190 人以下とする等を目指しているところ、事業用軽貨物自動車による事故は増加傾向にあり、特に、追突事故や交差点における出会頭の衝突事故が多いことが特徴です。

こうした状況を踏まえ、今般、別添のとおり、国土交通省自動車局安全政策課、貨物課、整備課連名により、全日本トラック協会を含む 5 団体に対し「事業用軽貨物自動車の事故防止に係る留意事項について」（令和 4 年 10 月 3 日付け事務連絡）の周知依頼がありました。

つきましては、本内容の趣旨をご理解の上、関係者への周知方よろしくお願いいたします。

なお、別添事務連絡に関する各内容についてのご不明点は下記までお願いします。

記

- 国土交通省自動車局【代表 03-5253-8111+（下記内線番号）】
- 「1.運行管理実施」「2.安全運転の遵守」及び(別添資料)【安全政策課(41-613)】
- 「3.点検整備の実施」【整備課(42-412)】
- 「4.適正な運送の依頼」【貨物課(41-323)】

以上

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 / FAX：03-3354-1019